

八代市社会福祉事業団行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 5年間（令和8年9月1日～令和13年8月31日）

2. 内 容 ①計画 男性の育児休業取得を推進するための措置の実施
 目標内容（女性の育休取得率100%を維持しつつ、男性の育休取得率50%を目指す）
 対策 ・令和8年 9月～ 法に基づく諸制度の周知・確認
- ②計画 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知。
 対策 ・令和8年 9月～ 対象者に制度、就業規則等を周知・確認
- ③計画 時間外・休日労働の削減のための措置の実施
 目標内容（法人全体で時間外・休日労働を月平均50時間未満〔全職員の合計〕とする）
 対策 ・令和8年 9月～ 職員への周知